平成２３年（フ）第９８号
松江市八雲町熊野2707番地
債務者　川瀬由美子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１０号
松江市天神町15番地　市営ウィステリア天神401号
債務者　佐藤　三典
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
徳島県鳴門市瀬戸町北泊字北泊166番地
債務者　安喜多津子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１８号
徳島県阿波市阿波町川久保300番地７
債務者　細川　人美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
兵庫県南あわじ市神代富田７番地６　富田住宅Ｂ棟102号
債務者　間宮　健司
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８８号
高知県宿毛市宇須々木1577番地１
債務者　中平　博史
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第３９号
高知県宿毛市自由ケ丘13番９号
債務者　野村　誠志
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４１号
高知県四万十市利岡42番地
債務者　坂井　純直
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４４号
高知県四万十市西土佐西ケ方299番地
債務者　山﨑　雅文
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４６５号
神戸市中央区北本町通６丁目１番22―906号
債務者　塩津真由美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８０号
神戸市灘区天城通５丁目２番３号101
債務者　澤崎　雅樹
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２４号
神戸市兵庫区浜崎通１番40―804号、従前の住所大阪府茨木市大池１丁目14番22号
債務者　吉永　雅之
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６０号
神戸市東灘区住吉南町２丁目７番２号　ＭＩＮＴⅡ101号、従前の住所兵庫県明石市二見町西二見661番地の42
債務者　樋口　克江
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７２号
神戸市中央区熊内町６丁目６番18―307号、従前の住所神戸市中央区熊内町５丁目９番11―303号
債務者　吉田正司こと　金　　相九
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１号
広島県福山市引野町東14番11号、旧住所広島県福山市能島丘34番地　８―205
債務者　ヴィンテージ・オートモービルこと　岡本　善一
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１２２号
広島県福山市引野町東14番11号
債務者　岡本　美穂
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１２７号
広島県福山市引野町南１丁目33番２―506号　県住
債務者　石井知恵美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係